令和4年度定期監査結果報告書(中間)

(一般会計及び特別会計)

(公営企業会計)

令和5年5月 北海道監査委員

令和4年度定期監査結果報告書(中間)

目 次

第1	監査の概要
1	監査結果報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2	監査の実施期間及び結果報告対象部局・・・・・・・・・・・・・・1
3	監査の重点項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
4	監査の実施内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
5	監査結果の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
第2	一般会計及び特別会計に係る定期監査結果
1	指摘事項等に係る部局別の件数内訳・・・・・・・・・・・・・・2
2	監査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
第3	公営企業会計に係る定期監査結果
1	指摘事項等に係る部局別の件数内訳・・・・・・・・・・・・・16
2	監査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
別記	監査実施部局及び監査実施年月日・・・・・・・・・・・・・19

第1 監査の概要

1 監査結果報告について

この監査結果報告書は、北海道監査委員監査基準(令和2年3月27日監査委員会議決定)に準拠し、令和4年11月から令和5年7月にかけて実施する令和4年度定期監査の結果について、中間報告を行うもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定に基づき、議会、知事等に提出し報告するものである。

2 監査の実施期間及び結果報告対象部局

道の全 413 部局のうち、令和4年 11 月から令和5年3月までの間に監査を実施し、監査結果を 決定した 300 部局 (一般会計及び特別会計 297 部局、公営企業会計 3 部局) に係る監査結果を対象 とした。

3 監査の重点項目

監査は、令和4年度に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性のほか、経済性、効率性及び有効性の視点から、次の事項に重点を置いて実施している。

(1) 共通事項

- ア 補助事業及び公の施設の指定管理業務の予算執行管理等について
- イ 契約手続の公正性、透明性及び競争性の確保について
- ウ 経済性について

(2) 公営企業会計

経営の改善について

4 監査の実施内容

(1) 定期監査を実施した 300 部局のうち、145 部局について実地監査を実施し、155 部局について書面監査を実施した。 (単位:部局)

会 計	監査対象	象部 局	名	本	庁	出 先 機関等	計	実地監査	書面監査
	知 事	部	局			30	30	30	
	各種委員会	会等事務	务局						
一般会計及び 特別会計	教	î	庁			234	234	95	139
	警 察	本	部			33	33	17	16
	言	+				297	297	142	155
	建設	安 音	TI.						
公営企業会計	企 第	と 月 アンディア アンディア アンディ アンディ アンディ アンディ アンディ アン	哥						
公百正未云司	道立病	房院 居	哥			3	3	3	
	言	+				3	3	3	
合	計					300	300	145	155

(2) 実地監査については、部局から監査資料の提出を求めるとともに、部局に赴いて、抽出の方法により事務事業を選定し、支出(支払)証拠書類等の提出を求め、その内容を聴取するとともに、関係職員に対する聴取を行う方法により実施した。

(3) 書面監査については、部局から監査資料、支出(支払)証拠書類等の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により実施した。

5 監査結果の区分

監査の結果については、部局別に是正又は改善が必要である事項を次により指摘事項、指導事項 及び検討事項に区分した。

≪指摘事項≫

- (1) 法令、条例、規則、通達に違反しているもの
- (2) 収入確保に適切な措置を要するもの
- (3) 予算を目的外に支出しているもの
- (4) 予定価格の積算に誤りがあるもの
- (5) 経済性、効率性、有効性の見地から改善を要するもの
- (6) 経営の健全化を図る必要があるもの又は事業の管理運営に改善を要するもの
- (7) 火災事故等が発生しているもの

≪指導事項≫

指摘事項に該当するもののうち軽易と認められるもの

≪検討事項≫

改善が必要である事項の発生が制度に起因していると認められるものなどで、その改善について 検討を要するもの

第2 一般会計及び特別会計に係る定期監査結果

1 指摘事項等に係る部局別の件数内訳

令和4年11月から令和5年3月までの間に監査を実施し、監査結果を決定した297部局のうち、財務に関する事務の執行について、総体として適正であると認められた部局は250部局、是正又は改善が必要である事項があった部局は47部局であり、指摘事項、指導事項及び検討事項の件数の内訳は、次のとおりである。 (単位:件)

監	查	対	象	部	局	名	是正又は改善 を求めた部局	指摘事項	指導事項	検討事項	計
知		事		部		局	17部局	14	39		53
各	種多	委 員	会	等	事 務	局					
教			育			庁	22部局	8	19	1	28
警		察		本		部	8部局	7	5		12
			計	·	•	•	47部局	29	63	1	93

2 監査の結果

是正又は改善が必要である事項があった47部局に係る指摘事項等は、次のとおりである。

(1) 監査実施部局名 千歳北陽高等学校

- ア 監査実施年月日 令和4年11月10日
- イ 監査の結果

機械警備用電子キーの亡失があった。

(2) 監査実施部局名 紋別警察署

- ア 監査実施年月日 令和4年11月18日
- イ 監査結果

≪指摘事項≫

単価契約に係る見積合わせの執行において、単価を訂正した見積書は無効としなければならないが、これを有効としているものが、1件、9万1,751円あった。

(3) 監査実施部局名 遠軽高等学校

- ア 監査実施年月日 令和4年11月29日
- イ 監査結果

≪指摘事項≫

収入証紙が貼付された申請書等を受理したときは、あらかじめ命じられた職員が消印しなければならないが、これを行っていないものが、175件、98万1,650円分あった。

≪指導事項≫

物品購入契約における納品検査については、契約担当者等が指定する検査員が行うこととされているが、検査を行っていないものがあった。

(4) 監査実施部局名 空知総合振興局

- ア 監査実施年月日 令和4年12月5日~9日
- イ 監査結果

≪指摘事項≫

- (ア) 春播小麦原種ほ経営業務等を委託の方法により執行しようとするときは、その内容を明らかにした決定書を作成して支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに事後に決定書を作成し、委託開始日を遡及して契約書を作成しているものが、6件、1,060万2,614円あった。
- (4) パーソナルコンピュータの損傷が発生し、修繕費用として、1件、7万400円の支出があった。

≪指導事項≫

- (ア) 旅費の支給において、出発時刻が早朝になるなどとして、宿泊を伴う旅行命令を行ったが、 特別急行列車の利用を検討していれば、日帰りの旅行命令が可能であったことから、宿泊料 等が不経済となっているものが、1件、1万480円あった。
- (4) 資金前渡における私費立替払については、緊急かつ予期しない事態に対応するために、やむを得ず職員が立て替えて支払った場合に、資金前渡により支払うことができるとされているが、施設等の入場料について、あらかじめ参加予定者を把握し、資金前渡員から前渡資金の交付を受けた上で支払うことが可能であったにもかかわらず、私費立替払を行っているものが、1件、1万500円あった。

(5) 監査実施部局名 根室振興局

- ア 監査実施年月日 令和4年12月5日~9日
- イ 監査結果

≪指摘事項≫

- (ア) 月額による報酬のみを支給することとされている非常勤の委員等に対する報酬については、 勤務当月の21日までに支給することとされているが、翌月21日に支給したため、支払遅延 となっているものが、4件、25万1,600円、そのうち未支給となっているものが、1件、6 万2,900円あった。
- (4) 生活保護費については、保護を受けようとする者等の申請等に基づき、原則として世帯を単位に保護を決定し、金銭又は現物給付により支給することとされているが、令和元年度から令和3年度までの期間において、被保護世帯の収入等の変動に伴う保護費の変更の決定を行わず、生活扶助等の支給が過大となっているものが、11世帯、24件、210万3,366円、支給が過少となっているものが、7世帯、10件、61万3,522円、移送費等の申請を放置し、一時扶助費が未支給となっているものが、8世帯、34件、50万1,962円、治療材料費等の請求を放置し、医療費等の支出の決定を行わず未払いとなっているものが、6医療機関等に対して、23件、10万5,709円あった。

≪指導事項≫

庁舎等清掃業務において、受託者から清掃箇所の一部について、一定期間清掃ができない旨の申し出があり、契約に基づき協議を行い、未実施分に係る委託料を減額しないことで合意し、これに基づき支払いを行ったことから、不経済な支出となっているものが、1件、1万5,840円相当あった。

(6) 監査実施部局名 オホーツク教育局

- ア 監査実施年月日 令和4年12月14日~16日
- イ 監査結果

≪指摘事項≫

廃棄物処理業務において、取扱注意文書を廃棄するときは、裁断、溶解、焼却等の適切な方法によらなければならないとされているが、特段の理由もなく、溶解処分することとしたため、管外に運搬し、不経済な支出となっているものが、1件、10万2,300円あった。

≪指導事項≫

- (ア) 管理職員特別勤務手当の支給において、管理職員の勤務に従事した時間が、勤務1回につき6時間を超える場合は、管理職手当区分に応じた額に100分の150を乗じて得た額としなければならないが、これを行わなかったことから、未支給となっているものが、1名分、6,000円あった。
- (4) 災害発生時用備蓄品の購入において、当該購入数量について、十分検討せずに、整備計画 に基づいた必要数量を超えて購入したことから、不経済な支出となっているものが、1件、1万4,300円あった。
- (ウ) 給湯設備改修工事契約において、予定価格調書の作成者は、作成後直ちに封筒に入れ、厳 封の上、割印する等慎重な取扱いをしなければならないが、予定価格調書の作成後、これら を行わずに、見積合わせを行っていた。

(7) 監査実施部局名 原子力環境センター

- ア 監査実施年月日 令和4年12月14日~15日
- イ 監査結果

≪指摘事項≫

防火管理者について、消防法では、防火管理者を定めたときは、遅滞なくその旨を所轄消防 長又は消防署長に届け出なければならず、また、これを解任したときも、同様とされているが、 これらの届出を平成13年6月の届出以降行っていなかった。

≪指導事項≫

- (ア) 負担金を執行しようとするときは、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担 行為をしなければならないが、これを行わずに支出しているものが、1件、4万円あった。
- (イ) 庁舎内に設置する消火器において、消防法による型式承認の効力が失われた消火器は、令和3年12月31日までに取り替えなければならないが、これを行わずに設置していた。

(8) 監査実施部局名 小樽潮陵高等学校

- ア 監査実施年月日 令和4年12月16日
- イ 監査結果

≪指摘事項≫

学校敷地内の樹木の管理瑕疵による物損事故が発生し、賠償金として、1件、124万7,657円の支出があった。

(9) 監査実施部局名 稚内警察署

- ア 監査実施年月日 令和4年12月20日
- イ 監査結果

≪指摘事項≫

駐在所等を訪れる住民に提供するお茶等の購入を行う来訪者応接費において、購入した場合は、来訪者応接用物品購入報告書に所要の事項を記載し、応接に要する物品のみが記載された領収書又はレシートを添付の上、警察署長に報告し、支給することとされているが、購入した応接物品の種類及び数量について、報告書及び領収書等に記載されていないものが、令和元年度から令和4年度までの期間において、40件、12万9,035円あった。

(10) 監査実施部局名 胆振教育局

- ア 監査実施年月日 令和4年12月21日~23日
- イ 監査結果

≪指摘事項≫

公用スマートフォンの亡失があった。

(11) 監査実施部局名 釧路教育局

- ア 監査実施年月日 令和4年12月21日~23日
- イ 監査結果

高等学校等就学支援金については、支給対象高等学校等の設置者が、受給権者に代わって就学支援金を受領し、当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てることとされており、教育局長は、7月、10月等に、当該月の前月までに確定した額を支払うこととされているが、この期限を越えて支出しているものが、1件、9,209万5,200円、未払いとなっているものが、1件、9,121万9,500円あった。

(12) 監査実施部局名 根室教育局

- ア 監査実施年月日 令和4年12月21日~23日
- イ 監査結果

≪指摘事項≫

支援学校前庭張芝工事において、共通仮設費率に含まれる建設機械の運搬費を積上げ計上したことから、予定価格が過大となり、契約金額が割高となっているものが、1件、9万9,000円あった。

(13) 監査実施部局名 旭川方面本部

- ア 監査実施年月日 令和4年12月21日~23日
- イ 監査結果

≪指摘事項≫

- (ア) 物品購入契約において、入札参加資格を有しない者と契約しているものが、1件、132万4,400円あり、また、納品された物品の一部に要求仕様を満たしていないものがあった。
- (イ) 車載式速度測定装置の損傷が発生し、修繕費用として、1件、7万8,650円の支出があった。

≪指導事項≫

- (ア) 工事設計業務委託契約において、予定価格が規則で定める額を超えない場合は随意契約によることができるが、一括して競争入札により契約することが可能であったにもかかわらず、特段の理由もなく、その額を超えない契約に分割し、随意契約の方法により契約を締結しているものがあった。
- (4) 警備業務委託契約において、随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならないが、一括して契約することが可能であったにもかかわらず、特段の理由もなく、1件あたり30万円未満の契約に分割し、見積書の徴取を省略して契約していた。

(14) 監査実施部局名 士別警察署

- ア 監査実施年月日 令和4年12月23日
- イ 監査結果

≪指摘事項≫

捜査用報償費の執行のため、資金前渡して保管していた現金について、1万円の領得があった。

(15) 監査実施部局名 後志総合振興局

- ア 監査実施年月日 令和5年1月17日~20日
- イ 監査結果

≪指摘事項≫

機械警備用電子キーの亡失が3件、公用スマートフォンの亡失が1件あった。 また、このことにより電子キーの購入費用として、2件、6,600円の支出があった。

≪指導事項≫

(ア) 前渡された資金に基づく現金の支払事務については、部局長等が任命する資金前渡員が行うこととされているが、資金前渡員に発令されていない者が当該現金を取り扱っているものがあった。

また、当該現金を補助執行職員に支払わせる場合は、前渡資金交付一覧表に必要事項を記載の上、補助執行職員から受領した旨の記名又は押印を求めることとされているが、現金を受領した者以外の者が押印しているものや、前渡資金交付一覧表を作成していないものがあった。

- (イ) 食糧費については、その執行の規制及び適正化を図ることとしており、決定書は両面の様式を用いることとされているが、片面ごとに作成しているものがあった。
- (ウ) 研修業務に係る委託契約において、予定価格の積算に用いた旅費の単価に消費税等相当額が含まれているにもかかわらず、これを控除せずに積算した経費の合計額に消費税等相当額を加算し、予定価格を設定したことから、契約金額が割高となっているものが、1件、1万1,666円あった。
- (エ) 漁港施設等の占用許可に伴う占用料債権について、部局長は、債権管理簿を備え、必要な 事項を記録しておくとともに、毎会計年度の終了後、債権現在高報告書を作成し、総務部長 に提出しなければならないが、これらを行っていなかった。
- (オ) 治山工事において、仮設工の積算に当たり、仮橋及び敷鉄板の運搬費用は往復分を積算しなければならないが、誤って片道分で積算していたため、設計金額が53万9,000円過少となっていた。
- (カ) 森林整備工事において、本請負工事に係る契約締結時に受注者が法定外労災保険の契約を締結していない場合は、工事着手の前に請負期間を包含する法定外労災保険を締結したことを保険証券の写しなどの提出により確認しなければならないが、これを行っていなかった。

(16) 監査実施部局名 北の森づくり専門学院

- ア 監査実施年月日 令和5年1月18日
- イ 監査結果

≪指摘事項≫

スノーモービルの損傷が発生し、修繕費用として、2件、10万1,640円の支出があった。

(17) 監査実施部局名 オホーツク総合振興局

- ア 監査実施年月日 令和5年1月23日~27日 ほか
- イ 監査結果

庁舎清掃委託契約に係る入札の執行において、入札書の記載金額を加除訂正した場合は、当該入札を無効としなければならないが、これを有効としているものが、1件、210万1,000円あった。

≪指導事項≫

(ア) 前渡された資金に基づく現金の支払事務については、部局長等が任命する資金前渡員が行わなければならないが、資金前渡員に発令されていない者が当該現金を取り扱っているものがあった。

また、前渡資金については、前渡資金経理簿を備えるとともに、毎月、前渡資金出納計算書を会計管理者等に提出しなければならないが、これらを行っていないものがあった。

- (イ) 現金領収証書における収入取扱員印の押印について、領収証書等の交付を受ける者が未確定のものであって、事前に公印を押印することが適当であると認められるものは、あらかじめ、部局長等の承認を得なければ、白券の領収証書等へ公印を押印してはならないが、部局長等の承認を得ずに、白券の現金領収証書に収入取扱員印を押印しているものがあった。
- (ウ) 現金領収証書管理者は、出張徴収に係る現金領収証書があるときは、出張徴収用現金領収 証書管理簿を備えなければならないが、これを備えていなかった。
- (エ) 生活保護費戻入について、消滅時効が完成したときは、不納欠損の整理を行わなければならないが、これを行っていないものがあった。
- (オ) 管理職員特別勤務手当の支給において、週休日の振替等が行われた勤務日に対して誤って 手当を支給したことなどから、過払いとなっているものが、1名分、7,000 円、未支給となっているものが、3名分、1万7,500円あった。

また、時間外勤務手当の支給において、あらかじめ割り振られた1週間の勤務時間を超えて勤務した場合は、その超えた時間について、手当を支給しなければならないが、未支給となっているものが、2名分、5,964円あった。

- (カ) 前金払は、前金で支払をしなければ契約しがたい請負等に要する経費等を支出する場合に限られているが、債権者から提出を受けた請求書により後日支払が可能であるにもかかわらず、前金払により支出しているものが、1件、1万9,000円あった。
- (キ) 生活困窮者自立相談支援事業委託契約において、予定価格調書の作成は、契約担当者等又はその専決権を有する者の認印をもって作成するものとされているが、権限を有しない者の認印をもって作成していた。
- (ク) 郵送現金等の処理において、現金又は有価証券の送付があったときは、現金等整理簿に所要事項を記載の上、直ちに収納すべき徴収金を調査し、処理することとされ、また、郵送封筒は保管することとされているが、郵送された郵便貯金差押に係る貯金払戻証書について、現金等整理簿に記載しておらず、郵送封筒を保管していなかった。
- (ケ) 郵便切手類の払出しを受けた物品供用員又は物品使用者は、受払簿等により受払いの記録 を行うこととされているが、北海道収入証紙について、これを行っていなかった。

(18) 監査実施部局名 紋別高等看護学院

- ア 監査実施年月日 令和5年1月25日
- イ 監査結果

寄宿舎賄業務委託契約に係る一般競争入札において、無権代理人の提出した入札書は無効としなければならないが、これを有効なものとして入札に参加させ、当該入札者と契約を締結しているものが、1件、554万4,000円あった。

(19) 監査実施部局名 農業大学校

- ア 監査実施年月日 令和5年1月26日~27日
- イ 監査結果

≪指摘事項≫

庁舎等清掃業務において、最低制限価格の算出に当たり、予定価格の積算に計上した経費の一部を算入しなかったことから最低制限価格が低く設定され、失格とすべき者を落札者として契約しているものが、1件、741万2,900円あった。

(20) 監査実施部局名 函館養護学校

- ア 監査実施年月日 令和5年2月7日
- イ 監査結果

≪指摘事項≫

共通乗車券の亡失があった。

(21) 監査実施部局名 渡島総合振興局

- ア 監査実施年月日 令和5年2月13日~17日
- イ 監査結果

≪指摘事項≫

生活保護費については、保護を受けようとする者等の申請等に基づき、原則として世帯を単位に保護を決定し、金銭又は現物給付により支給することとされているが、令和2年度から令和3年度までの期間において、被保護世帯の収入等の変動に伴う保護費の変更の決定を行わず、生活扶助等の支給が過大となっているものが、33世帯、51件、276万3,359円、支給が過少となっているものが、25世帯、28件、27万4,662円、被服費の申請を放置し、一時扶助費が未支給となっているものが、1世帯、12件、3万7,060円、訪問診療移送費等の請求を放置し、医療費等の支出の決定を行わず未払いとなっているものが、1医療機関に対して、17件、4万700円あった。

≪指導事項≫

- (ア) 会計管理者の権限とされている会計事務については、部局長等が任命する会計員が行わなければならないが、会計員に発令されていない者が会計事務に従事しているものがあった。 また、歳入金に係る現金の収納事務については、会計員である収入取扱員が行わなければならないが、収入取扱員に発令されていない者が当該現金を取り扱っているものがあった。
- (イ) 行政財産使用許可に係る使用料金について、歳入を徴収しようとするときは、調定書により調定を行い、納入通知書を納入義務者に送付しなければならないが、これらを行っていなかった。

- (ウ) 収入取扱員は、現金出納簿等を作成するとともに、その収入金について、現金等収納払込 集計票を作成し、これに現金領収証書の現金領収原符等を添えて検査員に回付し、日常検査 を受けなければならないが、これらを行っていなかった。
- (エ) 生活保護費返還金収入について、納付義務者が納期限までに収入金を完納しない場合は、 納期限後30日以内に、督促状により期限を指定して督促しなければならないが、これを超え て督促しているものがあった。
- (オ) 管理職員特別勤務手当の支給において、支給対象とならない業務を行ったが、誤って支給対象の業務として手当を支給したことから、過払いとなっているものが、2名分、1万7,000円あった。

また、時間外勤務手当の支給において、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員が当該時間に勤務したときは、時間外勤務手当を支給しなければならないが、未支給となっているものが、2名分、6,896円あった。

(カ) 生活困窮者自立相談支援事業委託業務契約において、予定価格の積算に用いた旅費の単価 に消費税等相当額が含まれているにもかかわらず、これを控除せずに積算した経費の合計額 に消費税等相当額を加算し、予定価格を設定したことから、契約金額が割高となっているも のが、1件、3万7,845円あった。

(22) 監査実施部局名 旭川子ども総合療育センター

ア 監査実施年月日 令和5年2月13日

イ 監査結果

≪指摘事項≫

時間外勤務手当の支給において、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、勤務した職員には時間外勤務手当を支給しなければならないが、時間外勤務の実態があるにもかかわらず、時間外勤務命令を行っていなかったことから、未支給となっているものが、令和元年度から令和3年度において、延べ211名分、2,032万7,664円あった。

(23) 監査実施部局名 旭川児童相談所

- ア 監査実施年月日 令和5年2月14日
- イ 監査結果

≪指摘事項≫

庁舎清掃業務において、最低制限価格の算出に当たり、消費税等の率を誤ったことから最低制限価格が低く設定され、失格とすべき者を落札者として契約しているものが、1件、120万3,400円あった。

≪指導事項≫

前渡資金の支払事務において、部長等が指定する職員は、支払事務終了後に内容を確認し、 その結果を書面に記録することとされ、さらに、資金前渡員が前渡資金出納計算書等を会計管 理者等に提出するときは、あらかじめ支払証拠書類等により計数及び支払事務の内容を確認す ることとされているが、これらの事務を部長等が指定する職員以外の者が行っていた。

(24) 監査実施部局名 十勝総合振興局

ア 監査実施年月日 令和5年3月7日~10日

イ 監査結果

≪指摘事項≫

庁舎管理の委託業務において、支出手続を怠り、私費により支払っているものが、4件、46万8,215円あった。

また、令和3年度に実施した庁舎排水設備清掃業務について、令和4年度に実施したとする 虚偽の決定書を作成し、支出しているものが、1件、15万2,680円あった。

≪指導事項≫

- (ア) 管理職員特別勤務手当の支給において、支給対象とならない業務を行ったが、誤って支給対象の業務として手当を支給したことから、過払いとなっているものが、1名分、7,000円あった。
- (イ) 前年度監査において、時間外勤務手当を支給するに当たり、適用する支給割合を誤ったことから過払いが生じていたため、適切に処理するよう指導したが、3名分、2,456 円について、返納に係る事務処理を行っていなかった。
- (ウ) 生活困窮者自立相談支援事業委託業務における委託料の支出について、支出命令者は、継続的、定期的な経費の支払を除き、債権者から提出を受けた請求書により支出しなければならないが、請求書の提出を受けることなく、支出しているものがあった。
- (エ) 農道工事における既存設備等の撤去等に係る補償契約において、補償額の算定に当たり、 単価を誤ったことから、補償額が過大となっているものが、1件、3万2,661円あった。
- (オ) 物品購入契約における納品検査については、契約担当者等が指定する検査員が行うこととされているが、検査を行っていないものがあった。
- (カ) 前渡資金については、前渡資金経理簿を備え、その保管に属する現金の出納を明らかにしておくものとされているが、これを備えていなかった。

(25) 監査実施部局名 函館中央警察署

- ア 監査実施年月日 令和5年3月7日
- イ 監査結果

≪指摘事項≫

防犯カメラシステムの損傷が発生し、修繕費用として、1件、14万3,000円の支出があった。

(26) 監査実施部局名 松前警察署

- ア 監査実施年月日 令和5年3月8日
- イ 監査結果

≪指摘事項≫

し尿浄化槽清掃業務において、槽内水張り処理の数量を誤って計上したことから、予定価格 が過少となり、本来競争入札を行わなければならないものを随意契約しているものが、1件、 110万6,277円あった。

(27) 監査実施部局名 利尻高等学校

- ア 監査実施年月日 令和4年11月9日
- イ 監査結果

≪指導事項≫

会計年度任用職員であるスクールカウンセラーが通勤のために要する費用については、その相当額を費用弁償として支給することとされているが、スクールカウンセラーの通勤区間のうち、学校職員が送迎を行った区間について、通勤手当相当額を支給したことから、費用弁償の額が過払いとなっているものが、2件、3,040円あった。

また、自家用車の公用使用により送迎を行った当該職員の旅費について、未支給となっているものが、3件、4,292円あった。

(28) 監査実施部局名 千歳高等学校

- ア 監査実施年月日 令和4年11月10日
- イ 監査結果

≪指導事項≫

高等学校授業料において、高等学校等就学支援金の受給資格の認定申請を行った者については、審査結果を通知するまで徴しないこととされているが、これを誤って徴したうえ、受給資格の認定を受け、授業料に係る債権が存在しない場合は、直接、受給権者に就学支援金を支払うこととされているが、支払っていなかったものが、1名分、9,900円あった。

(29) 監査実施部局名 興部高等学校

- ア 監査実施年月日 令和4年11月14日
- イ 監査結果

≪指導事項≫

物品購入契約における納品検査については、契約担当者等が指定する検査員が行うこととされているが、検査を行っていないものがあった。

(30) 監査実施部局名 日高教育局

- ア 監査実施年月日 令和4年11月16日~18日
- イ 監査結果

≪指導事項≫

モバイルWi-Fi通信契約において、新たに設定された割安なプランへの変更を行わなかったことから、データ通信料金が過大となり、不経済な支出となっているものが、1件、1万560円あった。

(31) 監査実施部局名 大麻高等学校

- ア 監査実施年月日 令和4年11月24日
- イ 監査結果

≪指導事項≫

郵便切手類の払出しを受けた物品供用員又は物品使用者は、受払簿等により受払いの記録を 行うこととされているが、北海道収入証紙について、これを行っていなかった。

(32) 監査実施部局名 千歳高等支援学校

- ア 監査実施年月日 令和4年11月25日
- イ 監査結果

≪指導事項≫

休日勤務手当を支給すべき勤務において、休日勤務の取扱いを誤ったことから、未支給となっているものが、1名分、1万2,676円あった。

(33) 監査実施部局名 湧別高等学校

- ア 監査実施年月日 令和4年11月30日
- イ 監査結果

≪指導事項≫

高等学校授業料について、高等学校等就学支援金の受給資格の認定申請を行った者からは、 審査結果を通知するまで徴しないこととされているが、これを誤って徴しているものが、1名 分、1万9,800円あった。

(34) 監査実施部局名 向陽学院

- ア 監査実施年月日 令和4年12月13日
- イ 監査結果

≪指導事項≫

構内駐車場補修工事に係る予定価格の積算において、区画線の延長や使用単価を誤ったことなどから、予定価格が過大となっているものが、1件、56万428円あった。

また、少額工事を施行しようとするときは、図面を作成しなければならないが、当該工事に おいて、これを行っていなかった。

(35) 監査実施部局名 余市警察署

- ア 監査実施年月日 令和4年12月13日
- イ 監査結果

≪指導事項≫

物品購入の一般競争入札の執行において、入札参加資格要件について、誤った内容を記載して公告したことから、入札公告と相違する内容で資格審査を行っているものがあった。

(36) 監査実施部局名 檜山教育局

- ア 監査実施年月日 令和4年12月21日~23日
- イ 監査結果

≪指導事項≫

高等学校グラウンドの管理瑕疵による物損事故が発生し、賠償金として、1件、57万9,117円の支出があった。

(37) 監査実施部局名 岩見沢児童相談所

- ア 監査実施年月日 令和4年12月21日
- イ 監査結果

≪指導事項≫

前渡された資金に基づく現金の支払事務については、部局長等が任命する資金前渡員が行う こととされているが、資金前渡員に発令していない者が当該現金を取り扱っていた。

また、前渡資金については、前渡資金経理簿を備えて必要な事項を記録するとともに、毎月、前渡資金出納計算書を作成して会計管理者等に提出しなければならないが、これらを行っていないものがあった。

(38) 監査実施部局名 札幌道税事務所

- ア 監査実施年月日 令和5年1月11日~13日
- イ 監査結果

≪指導事項≫

管理職員特別勤務手当の支給において、管理職員の勤務に従事した時間が、勤務1回につき6時間を超える場合は、管理職手当区分に応じた額に100分の150を乗じて得た額としなければならないが、これを行わなかったことから、未支給となっているものが、1名分、7,000円あった。

また、管理職員特別勤務手当の支給について、管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿を作成しなければならないが、これを作成していないものがあった。

(39) 監査実施部局名 帯広児童相談所

- ア 監査実施年月日 令和5年1月24日~25日
- イ 監査結果

≪指導事項≫

郵便切手類の払出しを受けた物品供用員又は物品使用者は、受払簿等により受払いの記録を 行うこととされているが、収入印紙について、これを行っていなかった。

(40) 監査実施部局名 旭川高等支援学校

- ア 監査実施年月日 令和5年2月6日
- イ 監査結果

≪指導事項≫

給食調理業務委託契約において、学校に食品等が直接納品されたときは、契約担当者等が指定する検査員が納品検査を行うこととなっているが、検査当日に在勤していない検査員が検査を行ったとしているものがあった。

(41) 監査実施部局名 北海道博物館

- ア 監査実施年月日 令和5年2月7日
- イ 監査結果

≪指導事項≫

(ア) 産業廃棄物の処分に係る役務の提供を受ける契約において、契約書には、法令で規定する 区分ごとにその種類を明記しなければならないが、これを行っていないものがあった。

また、相手方から廃棄物の区分ごとに単価が見積もられているにも関わらず、特段の理由なく、見積金額と異なる単価が契約書に記載されていた。

(4) 資金前渡における私費立替払の証拠書類については、当該事務を所掌する部局長等が保管しなければならないが、立替えを行った職員から提出があった請求書及び領収証書を紛失しているものがあった。

(42) 監査実施部局名 渡島教育局

- ア 監査実施年月日 令和5年2月8日~10日
- イ 監査結果

≪指導事項≫

物品購入契約において、予定価格が規則で定める額を超えない場合は随意契約によることができるが、一括して競争入札により契約することが可能であったにもかかわらず、特段の理由もなく、その額を超えない契約に分割し、随意契約の方法により契約を締結しているものがあった。

(43) 監査実施部局名 上川教育局

- ア 監査実施年月日 令和5年2月8日~10日
- イ 監査結果

≪指導事項≫

- (ア) 実施設計業務委託契約において、受託者から業務完了の通知を受けたときは、業務の完了 を確認するための検査を行わなければならないが、成果品の一部について、これを行ってい なかった。
- (4) 実施設計業務委託契約において、受託者からの再委託の申し出を認める場合は、書面により承諾することとされているが、この手続を行っていなかった。
- (ウ) 給食搬送委託契約において、委託者は、契約の適正な履行を確保するため、受託者からの 学校給食搬送業務確認簿の報告により、給食の搬送及び回収に係る履行確認を行うこととさ れているが、これを行っていないものがあった。

(44) 監査実施部局名 北見方面本部

- ア 監査実施年月日 令和5年2月8日~10日
- イ 監査結果

≪指導事項≫

- (ア) 電気料金の支出について、灯火式可変標識の標識字幕の破損により標識が機能していないのに電気料金を支払っていたため、不経済な支出となっているものが、平成30年度から令和4年度までの期間において、1件、3万2,754円あった。
- (イ) 自動販売機の設置に係る建物賃貸借契約において、契約の相手方として決定された者は、 契約の締結に当たって、連帯保証人を立てることとされているが、契約の相手方として決定 された者と法人格が同一である者を連帯保証人として契約を締結しているものが、3件あっ た。

(45) 監査実施部局名 鷹栖養護学校

- ア 監査実施年月日 令和5年2月10日
- イ 監査結果

≪指導事項≫

タブレット端末の損傷が発生し、修繕費用として、1件、2万9,700円の支出があった。

(46) 監査実施部局名 留萌教育局

- ア 監査実施年月日 令和5年2月13日~15日
- イ 監査結果

≪指導事項≫

モバイルWi-Fiルータ賃貸借契約において、契約の相手方が契約により生じる権利又は 義務を第三者に譲渡した場合、その譲渡の承諾は書面により行わなければならないが、これを 行っていなかった。

(47) 監査実施部局名 高等聾学校(教育庁検討事項)

- ア 監査実施年月日 令和4年11月30日
- イ 監査結果

≪検討事項≫

教育財産等についてはその現況を把握し、管理のため必要があるときは、直ちに適切な措置 を講じなければならないが、公宅敷地から越境して設置されている塀及び樹木について、公宅 の入居停止を行った後も適切な措置を行わず、借地料を執行しているものがあった。

このため、今後の公宅敷地の利用見通しを踏まえ、塀等を撤去するなど、公宅敷地の適切な管理について検討する必要がある。

第3 公営企業会計に係る定期監査結果

1 指摘事項等に係る部局別の件数内訳

令和5年1月及び2月に監査を実施し、監査結果を決定した3部局のうち、財務に関する事務の 執行について、是正又は改善が必要である事項があった部局は3部局であり、指摘事項、指導事項 及び検討事項の件数の内訳は、次のとおりである。 (単位:件)

監査	対	象	部	局	名	是正又は改善 を求めた部局	指摘事項	指導事項	検討事項	計
建		設		台	- [3					
企		業		扂] 					
道	立	病	院	厅	<u></u>	3部局	1	8		9
		計				3部局	1	8		9

2 監査の結果

是正又は改善が必要である事項があった3部局に係る指摘事項等は、次のとおりである。

(1) 監査実施部局名 緑ヶ丘病院

- ア 監査実施年月日 令和5年1月17日~19日
- イ 監査の結果

職員の私費立替払は、緊急かつ予期しない経費又は軽微な経費について、職員がやむを得ず立て替えて支払う必要がある場合に行うことができ、その場合は、立て替えた職員に対し、当該立替金を資金前渡の手続により支払うこととされているが、学会への参加費等の支出について、資金前渡の手続によらず、企業出納員から立て替えた職員へ支払っているものが、8件、8万8,000円あり、このうち、参加決定後に企業出納員から主催者へ直接参加費等を支払うことが可能であったものなど、私費立替払の必要がなかったものが、5件、5万3,500円、決定書による参加決定前に私費立替払を行っているものが、1件、9,000円あった。

≪指導事項≫

- (ア) 収入金について、納入義務者が、納期限までに完納しないときは、納期限後30日以内に、 督促状により、期限を指定して督促を行わなければならないが、これを行っていないものが あった。
- (イ) 物品の購入において、契約担当者等は、1件の予定価格が100万円以上の契約を締結しようとするときは、予定価格調書を作成しなければならないが、これを作成していないものがあった。
- (ウ) 定期刊行物の購入については、年度当初において、定期刊行物購入決定書により決定しなければならないが、これに金額の記載をせずに決定を行っているものがあった。

(2) 監査実施部局名 子ども総合医療・療育センター

ア 監査実施年月日 令和5年1月17日~19日

イ 監査結果

≪指導事項≫

固定資産である器械備品を廃棄しようとするときは、あらかじめ、事業資産から事業外資産へ分類換することについて、道立病院部長の承認を受けなければならず、さらに、管理換等によって供用することができるかどうかを調査し、これらの方法により適切な処理をすることができないと認めたときは不用の決定を行い、廃棄することとされているが、事前にこれらの手続を行うことなく廃棄しているものがあった。

(3) 監査実施部局名 向陽ヶ丘病院

ア 監査実施年月日 令和5年2月8日~10日

イ 監査の結果

≪指導事項≫

- (ア) 収入金について、納入義務者が、納期限までに完納しないときは、納期限後30日以内に、 督促状により、期限を指定して督促を行わなければならないが、これを行っていないものが あった。
- (4) 休日や時間外における患者の診療等により、納付額を確定することができないときに患者 から預かる医療費預り金について、保管期限が経過したときは出納金融機関に預け入れるこ ととされているが、これを行わず、保管したままになっているものや患者等に返還する際は 預り証に返還年月日の記入及び本人の署名押印を受けることとされているが、これらを行っ ていないものなど所定の手続を行っていないものがあった。

- (ウ) 赴任旅費の支給において、赴任旅行に伴う旧居住地での宿泊料等は転任を命ぜられた職員に限り支給できることとされているが、支給対象外である新規採用職員に適用したことから、過払いとなっているものが、1名分、9,610円あった。
- (エ) 共通乗車券の取扱いについて、契約の相手方から請求書及び請求明細書を受理したときは、 乗車券管理者は、取扱責任者が行った当該請求明細書と乗車券利用控との照合内容が相違な いことを確認の上、当該請求書に事実証明を行うものとされているが、これを行っていなか った。

別記 監査実施部局及び監査実施年月日

監査実施期間は、令和4年11月から令和5年3月までの間である。

〇一般会計及び特別会計

1 知事部局

監査実施部局	監査実施年月日		監査結果			方法
		指摘	指導	検討	実地	書面
北方領土対策根室地域本部	令和4年12月6日				•	
東京事務所	令和4年11月28日から30 日まで				•	
札幌道税事務所	令和5年1月11日から13 日まで		1		•	
消防学校	令和4年11月10日				•	
原子力環境センター	令和4年12月14日及び15 日	1	2		•	
北海道博物館	令和5年2月7日		2		•	
衛生研究所	令和4年12月22日				•	
旭川高等看護学院	令和5年2月15日				•	
紋別高等看護学院	令和5年1月25日	1			•	
精神保健福祉センター	令和4年12月12日				•	
旭川子ども総合療育センター	令和5年2月13日	1			•	
向陽学院	令和4年12月13日		1		•	
大沼学園	令和5年2月8日				•	
旭川児童相談所	令和5年2月14日	1	1		•	
帯広児童相談所	令和5年1月24日及び25 日		1		•	
函館児童相談所	令和5年2月6日及び7 日				•	
岩見沢児童相談所	令和4年12月21日		1		•	
函館高等技術専門学院	令和5年3月8日				•	
旭川高等技術専門学院	令和5年1月19日				•	
北見高等技術専門学院	令和5年1月26日				•	
帯広高等技術専門学院	令和5年3月8日				•	
農業大学校	令和5年1月26日及び27 日	1			•	
漁業研修所	令和5年3月7日				•	
北の森づくり専門学院	令和5年1月18日	1			•	
空知総合振興局	令和4年12月5日から9 日まで	2	2		•	
後志総合振興局	令和5年1月17日から20 日まで	1	6		•	
渡島総合振興局	令和5年2月13日から17 日まで	1	6		•	
オホーツク総合振興局	令和5年1月23日から27 日まで ほか	1	9		•	
十勝総合振興局	令和5年3月7日から10 日まで	1	6		•	

監査実施部局	監査実施年月日		監査結果	監査方法		
<u> </u>	<u> </u>	指摘	指導	検討	実地	書面
根室振興局	令和4年12月5日から9 日まで	2	1		•	
知事部局計 30		14	39		30	

2 教育庁

監査実施部局	監査実施年月日		監査結果	r	監査	
		指摘	指導	検討	実地	書面
旭川美術館	令和5年1月17日				•	
南幌高等学校	令和5年2月17日				•	
石狩教育局	令和4年12月13日から16 日まで				•	
札幌東高等学校	令和4年12月16日					•
札幌西高等学校	令和4年11月8日				•	
札幌南高等学校	令和4年11月9日				•	
札幌北高等学校	令和4年12月16日					•
札幌月寒高等学校	令和4年12月16日					•
札幌啓成高等学校	令和4年11月8日				•	
札幌北陵高等学校	令和4年11月9日				•	
札幌手稲高等学校	令和4年12月16日					•
札幌丘珠高等学校	令和4年12月16日					•
札幌西陵高等学校	令和4年11月8日				•	
札幌白石高等学校	令和4年12月16日					•
札幌東陵高等学校	令和4年12月16日					•
札幌南陵高等学校	令和4年12月16日					•
札幌東豊高等学校	令和4年12月16日					•
札幌厚別高等学校	令和4年12月16日					•
札幌真栄高等学校	令和4年11月9日				•	
札幌あすかぜ高等学校	令和4年12月16日					•
札幌稲雲高等学校	令和4年11月11日				•	
札幌英藍高等学校	令和4年12月16日					•
札幌平岡高等学校	令和4年12月16日					•
札幌白陵高等学校	令和4年12月16日					•
札幌国際情報高等学校	令和4年12月16日					•
札幌東商業高等学校	令和4年12月16日					•
札幌工業高等学校	令和4年12月16日					•
札幌琴似工業高等学校	令和4年12月16日					•
有朋高等学校	令和4年12月16日					•

監査実施部局	監査実施年月日	指摘	監査結果 指導	検討	監査 実地	方法 書面
江別高等学校	令和4年12月16日			10 411 4	.	•
野幌高等学校	令和4年12月16日					•
大麻高等学校	令和4年11月24日		1		•	
千歳高等学校	令和4年11月10日		1		•	
千歳北陽高等学校	令和4年11月10日	1			•	
北広島高等学校	令和4年11月10日				•	
北広島西高等学校	令和4年12月16日					•
石狩翔陽高等学校	令和4年12月16日					•
石狩南高等学校	令和4年12月16日					•
当別高等学校	令和4年11月1日				•	
恵庭南高等学校	令和4年12月16日					•
恵庭北高等学校	令和4年12月16日					•
札幌視覚支援学校	令和4年12月16日					•
札幌聾学校	令和4年11月11日				•	
札幌養護学校	令和4年12月16日					•
星置養護学校	令和4年11月2日				•	
札幌伏見支援学校	令和4年12月16日					•
真駒内養護学校	令和4年12月16日					•
手稲養護学校	令和4年12月16日					•
拓北養護学校	令和4年12月16日					•
札幌高等養護学校	令和4年11月24日				•	
白樺高等養護学校	令和4年12月16日					•
新篠津高等養護学校	令和4年11月25日				•	
札幌稲穂高等支援学校	令和4年12月16日					•
千歳高等支援学校	令和4年11月25日		1		•	
札幌あいの里高等支援学校	令和4年12月16日					•
後志教育局	令和4年12月14日から16 日まで				•	
小樽潮陵高等学校	令和4年12月16日	1				•
小樽桜陽高等学校	令和4年12月16日					•
小樽未来創造高等学校	令和4年12月16日					•
小樽水産高等学校	令和4年12月16日					•
寿都高等学校	令和4年12月16日					•
蘭越高等学校	令和4年11月18日				•	
	令和4年12月16日					•

監査実施部局	監査実施年月日	مادل بمايل	監査結果	1 = A4		方法
	令和4年12月16日	指摘	指導	検討	実地	書面
岩内高等学校	令和4年12月13日					
余市紅志高等学校	令和4年11月16日					
高等聾学校	令和4年11月30日			1		
余市養護学校	令和4年11月17日				•	
小樽高等支援学校	令和4年12月16日					•
胆振教育局	令和4年12月21日から23	1			•	
室蘭栄高等学校	日まで 令和4年11月18日				•	
室蘭清水丘高等学校	令和4年12月23日					•
室蘭東翔高等学校	令和4年12月23日					•
室蘭工業高等学校	令和4年11月17日				•	
	令和 4 年12月20日				•	
苫小牧西高等学校	令和 4 年12月22日				•	
苫小牧南高等学校	令和4年12月23日					•
	令和4年12月23日					•
苫小牧工業高等学校	令和4年12月23日					•
—————————— 虻田高等学校	令和4年12月20日				•	
白老東高等学校	令和4年12月20日				•	
伊達開来高等学校	令和4年12月23日					•
伊達緑丘高等学校	令和4年11月16日				•	
登別青嶺高等学校	令和4年12月23日					•
追分高等学校	令和4年12月23日					•
厚真高等学校	令和4年12月21日				•	
鵡川高等学校	令和4年11月30日				•	
穂別高等学校	令和4年12月1日				•	
登別明日中等教育学校	令和4年12月23日					•
室蘭聾学校	令和4年12月23日					•
室蘭養護学校	令和4年12月23日					•
伊達高等養護学校	令和4年12月23日					•
苫小牧支援学校	令和4年12月23日					•
日高教育局	令和4年11月16日から18 日まで		1		•	
平取高等学校	令和4年11月11日				•	
富川高等学校	令和4年11月18日					•
静内高等学校	令和4年11月18日					•

監査実施部局	監査実施年月日	指摘	監査結果 指導	検討	<u>監</u> 査	方法 書面
静内農業高等学校	令和4年11月18日	10 404	10.11	N 2 L 4		•
浦河高等学校	令和4年11月18日					•
平取養護学校	令和4年11月10日及び11 日				•	
渡島教育局	令和5年2月8日から10 日まで		1		•	
函館中部高等学校	令和4年12月1日				•	
函館西高等学校	令和5年2月10日					•
函館商業高等学校	令和5年2月10日					•
函館工業高等学校	令和5年2月10日					•
函館水産高等学校	令和4年12月1日				•	
上磯高等学校	令和5年2月10日					•
大野農業高等学校	令和4年11月30日				•	
七飯高等学校	令和5年2月10日					•
松前高等学校	令和5年2月10日					•
福島商業高等学校	令和5年2月10日					•
南茅部高等学校	令和4年11月30日				•	
森高等学校	令和5年2月10日					•
八雲高等学校	令和5年2月10日					•
長万部高等学校	令和5年2月10日					•
函館盲学校	令和4年12月2日				•	
函館聾学校	令和5年2月10日					•
七飯養護学校	令和5年2月10日					•
函館養護学校	令和5年2月7日	1			•	
北斗高等支援学校	令和5年2月10日					•
函館高等支援学校	令和4年11月29日				•	
檜山教育局	令和4年12月21日から23 日まで		1		•	
江差高等学校	令和4年12月23日					•
上ノ国高等学校	令和4年12月20日				•	
檜山北高等学校	令和4年11月29日				•	
今金高等養護学校	令和4年12月23日					•
上川教育局	令和5年2月8日から10 日まで		3		•	
旭川東高等学校	令和5年2月10日					•
旭川西高等学校	令和5年2月6日				•	
旭川北高等学校	令和5年2月10日					•
旭川南高等学校	令和4年11月16日				•	

監査実施部局	監査実施年月日		監査結果			方法
旭川永嶺高等学校	令和5年2月7日	指摘	指導	検討	実地	書面
旭川商業高等学校	令和5年2月10日					
旭川工業高等学校	令和5年2月10日					•
旭川農業高等学校	令和4年11月18日				•	
士別翔雲高等学校	令和4年11月15日				•	
名寄高等学校 ————————————————————————————————————	令和5年2月10日					•
名寄産業高等学校 	令和5年2月10日					•
富良野高等学校	令和5年2月10日					•
富良野緑峰高等学校	令和5年2月10日					•
鷹栖高等学校	令和5年2月10日					•
上川高等学校	令和4年11月17日				•	
東川高等学校	令和5年2月10日					•
美瑛高等学校	令和4年12月13日				•	
上富良野高等学校	令和5年2月10日					•
下川商業高等学校	令和5年2月10日					•
	令和5年2月10日					•
—————————————————————————————————————	令和5年2月10日					•
	令和4年11月17日				•	
鷹栖養護学校	令和5年2月10日		1			•
東川養護学校	令和5年2月10日					•
旭川養護学校	令和5年2月7日				•	
美深高等養護学校	令和4年11月15日				•	
—————————————————————————————————————	令和5年2月6日		1		•	
留萌教育局	令和5年2月13日から15 日まで		1		•	
留萌高等学校	令和5年2月15日					•
苫前商業高等学校	令和5年1月20日				•	
羽幌高等学校	令和5年2月15日					•
	令和5年2月15日					•
	令和5年1月19日				•	
小平高等養護学校	令和5年2月15日					•
礼文高等学校	令和4年11月8日				•	
利尻高等学校	令和4年11月9日		1		•	
オホーツク教育局	令和4年12月14日から16 日まで	1	3		•	
北見北斗高等学校	令和4年12月16日					•

監査実施部局	監査実施年月日	指摘	監査結果 指導	検討	監査 実地	方法 書面
北見柏陽高等学校	令和4年12月16日	4 1-7 41/4		N.E.4		•
北見緑陵高等学校	令和4年12月16日					•
北見工業高等学校	令和4年12月16日					•
網走南ヶ丘高等学校	令和4年12月16日					•
網走桂陽高等学校	令和4年12月16日					•
紋別高等学校	令和4年12月16日					•
美幌高等学校	令和4年12月16日					•
津別高等学校	令和4年12月16日					•
斜里高等学校	令和4年12月16日					•
清里高等学校	令和4年12月16日					•
北見商業高等学校	令和4年12月16日					•
訓子府高等学校	令和4年12月16日					•
置戸高等学校	令和4年12月16日					•
留辺蘂高等学校	令和4年12月16日					•
佐呂間高等学校	令和4年12月1日				•	
常呂高等学校	令和4年12月1日				•	
遠軽高等学校	令和4年11月29日	1	1		•	
湧別高等学校	令和4年11月30日		1		•	
興部高等学校	令和4年11月14日		1		•	
雄武高等学校	令和4年11月16日				•	
北見支援学校	令和4年12月16日					•
紋別養護学校	令和4年12月16日					•
紋別高等養護学校	令和4年12月16日					•
網走養護学校	令和4年11月30日				•	
十勝教育局	令和5年1月11日から13 日まで				•	
帯広柏葉高等学校	令和4年11月8日				•	
帯広三条高等学校	令和5年1月13日					•
帯広緑陽高等学校	令和5年1月13日					•
帯広工業高等学校	令和5年1月13日					•
帯広農業高等学校	令和5年1月13日					•
音更高等学校	令和5年1月13日					•
上士幌高等学校	令和5年1月13日					•
鹿追高等学校	令和5年1月13日					•
清水高等学校	令和5年1月10日				•	

監査実施部局	監査実施年月日	指摘	監査結果 指導	検討	監査 実地	方法 書面
	令和 5 年 1 月13日	扫摘	拍导	使的	夫地	●
更別農業高等学校	令和4年11月9日				•	
	令和 5 年 1 月13日					•
	令和 4 年11月10日				•	
—————————————————————————————————————	令和4年11月11日				•	
—————————————————————————————————————	令和5年1月13日					•
 足寄高等学校	令和5年1月13日					•
幕別清陵高等学校	令和4年11月11日				•	
 帯広盲学校	令和5年1月13日					•
帯広聾学校	令和4年11月10日				•	
帯広養護学校	令和4年11月9日				•	
中札内高等養護学校	令和5年1月13日					•
—————————————————————————————————————	令和5年1月13日					•
釧路教育局	令和4年12月21日から23 日まで	1			•	
釧路湖陵高等学校	令和4年12月19日				•	
釧路江南高等学校	令和4年12月23日					•
釧路明輝高等学校	令和4年12月23日					•
釧路商業高等学校	令和4年12月20日				•	
釧路工業高等学校	令和4年12月23日					•
釧路東高等学校	令和4年12月23日					•
厚岸翔洋高等学校	令和4年12月23日					•
標茶高等学校	令和4年12月23日					•
弟子屈高等学校	令和4年11月16日				•	
阿寒高等学校	令和4年11月15日				•	
白糠高等学校	令和4年11月18日				•	
釧路養護学校	令和4年12月20日				•	
釧路鶴野支援学校	令和4年12月23日					•
白糠養護学校	令和4年11月17日				•	
根室教育局	令和4年12月21日から23 日まで	1			•	
根室高等学校	令和4年12月23日					•
別海高等学校	令和4年12月20日				•	
中標津高等学校	令和4年12月23日					•
標津高等学校	令和4年12月23日					•
羅臼高等学校	令和4年12月23日					•

監査実施部局	監査実施年月日	監査結果			監査方法		
血且天旭印向	<u> </u>	指摘	指導	検討	実地	書面	
中標津支援学校	令和4年12月23日					•	
教育庁計 234		8	19	1	95	139	

3 警察本部

監査実施部局	監査実施年月日	Ha U I	監査結果	14 1		方法
	令和4年12月13日	指摘	指導	検討	実地	書面
余市警察署			1		•	
浦河警察署	令和4年11月15日				•	
警察学校	令和4年11月11日				•	
函館方面本部	令和5年3月8日から10 日まで				•	
函館中央警察署	令和5年3月7日	1			•	
函館西警察署	令和5年3月10日					•
森警察署	令和5年3月6日				•	
八雲警察署	令和5年3月10日					•
木古内警察署	令和5年3月10日					•
松前警察署	令和5年3月8日	1			•	
江差警察署	令和5年3月10日					•
せたな警察署	令和5年3月10日					•
寿都警察署	令和4年12月16日				•	
旭川方面本部	令和4年12月21日から23 日まで	2	2		•	
旭川中央警察署	令和4年12月23日					•
旭川東警察署	令和4年12月23日					•
士別警察署	令和4年12月23日	1				•
名寄警察署	令和4年12月23日					•
枝幸警察署	令和4年12月23日					•
稚内警察署	令和4年12月20日	1			•	
富良野警察署	令和4年11月29日				•	
深川警察署	令和4年12月23日					•
留萌警察署	令和4年12月23日					•
羽幌警察署	令和4年12月23日					•
天塩警察署	令和4年12月23日					•
北見方面本部	令和5年2月8日から10 日まで		2		•	
北見警察署	令和5年2月7日				•	
遠軽警察署	令和5年2月10日					•
網走警察署	令和4年12月2日				•	

監査実施部局	監査実施年月日	監査結果		監査方法		
	<u> </u>	指摘	指導	検討	実地	書面
美幌警察署	令和5年2月6日				•	
斜里警察署	令和5年2月10日					•
紋別警察署	令和4年11月18日	1			•	
興部警察署	令和4年11月15日				•	
警察本部計 33		7	5		17	16

一般会計及び特別会計の計 297	29	63	1	142	155

〇公営企業会計

1 道立病院局

監査実施部局	監査実施年月日	監査結果			監査結果			監査方法	
血且天爬印刷	<u> </u>	指摘	指導	検討	実地	書面			
緑ヶ丘病院	令和5年1月17日から19 日まで	1	3		•				
向陽ヶ丘病院	令和5年2月8日から10 日まで		4		•				
子ども総合医療・療育センター	令和5年1月17日から19 日まで		1		•				
道立病院局計 3		1	8		3				

公営企業会計の計 3 1 8 3

定期監査結果の計 300	30	71	1	145	155
--------------	----	----	---	-----	-----